

岩手県告示第866号

特定大規模集客施設の立地の誘導等に関する条例（平成19年岩手県条例第75号）第5条第1項の規定による届出について、同条例第9条第1項の規定により雫石町長から聴取した意見及び同条第2項の規定に基づき述べられた意見の概要は、次のとおりである。

平成29年12月8日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 届出者の名称 株式会社ベルジョイス、中道リース株式会社及び株式会社コメリ
- 2 特定大規模集客施設の名称及び所在地 雫石ショッピングモール 岩手郡雫石町千刈田88番地2ほか
- 3 雫石町長から聴取した意見の概要
 - (1) 全棟において、地域住民及び地元商店街との共同活動の推進に積極的に御参加及び御協力いただきたい。
 - (2) 全棟において、地元農産物や工芸品等の商品調達や販売促進について、積極的に御協力いただきたい。
 - (3) 全棟において、地域から優先的に採用するなど、安定的な雇用確保について、積極的に御協力いただきたい。
 - (4) 全棟において、防災訓練への御参加や災害時の物資供給などについて、積極的に御協力いただきたい。
- 4 述べられた意見の概要
 - (1) 役場、地元商店主及び住民等と年に1回程度、意見交換の場を設定していただきたい。
 - (2) 全棟において、商店街等で行われる行事やイベント等へ積極的に御協賛及び御協力いただきたい。
- 5 関係書類の縦覧の期間及び場所
 - (1) 期間 平成29年12月8日から平成30年1月8日まで
 - (2) 場所 岩手県商工労働観光部経営支援課及び盛岡広域振興局経営企画部並びに盛岡市役所、花巻市役所、八幡平市役所、滝沢市役所、雫石町役場、紫波町役場、矢巾町役場及び西和賀町役場